

整理番号

※この欄は記入しないでください。

企画提案書（1）

首都圏における帰宅困難者対策の現状と課題を記載してください。記載にあたっては、「一斉帰宅の抑制」「一時滞在施設」「感染症対策」の視点を盛り込んでください。

1. 首都圏における帰宅困難者対策の現状

(1) 大規模災害時の帰宅困難者問題

東京都による帰宅困難者数の想定では、帰宅困難者の発生数は約517万人、このうち職場や学校等所属する場所がないために屋外で滞留する人(滞留者)は約163万人と算定されている(平成24年4月 東京都)。大規模災害時には、交通機関の停止により、鉄道駅周辺における多数の滞留者による混乱の発生や、徒歩帰宅者による主要道路の渋滞発生などが予想される。混乱が拡大すると多くの人が密集することで、群集なだれ等の二次災害が発生するなどし、道路渋滞により緊急車両が通れなくなり、人命救助活動の妨げにつながるおそれがある。

(2) 災害時の帰宅困難者対策の観点

災害時の帰宅困難者対策は2つの観点からの対策が重要である。

一点目は「一斉帰宅の抑制」である。それぞれの事業所や学校で、自社の従業員や学生等に対してむやみに移動を開始しないという基本原則の周知・徹底を図り、滞留者や徒歩帰宅者を発生させないようにすること(自助の取組み)が重要である。事業者が自助として行うべき対策は、①施設の安全確保、②3日分の備蓄確保、③家族との安否確認方法の確保等がある。

二点目は「駅周辺での滞留者対策」である。滞留者(鉄道移動中の人や、買い物客・旅行客等、災害が起こった場所での拠り所がない人)への支援のため、災害時には、駅周辺において混乱防止のための活動等を行うとともに、予め確保した一時滞在施設を開設し、滞留者を移動させないようにすること(共助の取組み)が重要である。

2. 首都圏における帰宅困難者対策の課題

一方、首都圏の帰宅困難者対策における課題として次の3点があると弊社は認識している。

【課題1】「一斉帰宅の抑制」の浸透： 貴区防災対策基本条例の中で、事業者の責務として一斉帰宅の抑制を明記しており、また、東京都帰宅困難者対策条例の中でも3日間の帰宅抑制(自社内待機)を事業者の責務としているものの、浸透していないケースもまだ見受けられる。理由としては、事業者にとって備蓄品の費用負担や保管場所の難しさと、一斉帰宅の抑制の理解不足が考えられる。

【課題2】「一時滞在施設」の確保： 東京都内における一時滞在施設として、東京都の施設、民間事業者の施設をあわせて最大約43万人分(令和3年1月 東京都)の収容を確保しているが、約163万人の滞留者に対してはまだ不足している。大量の滞留者に対応するための一時滞在施設の確保には、民間事業者施設の協力が不可欠であり、帰宅困難者数が多い東京都区部において重要課題である。

【課題3】「感染症対策」： 災害時の避難所・一時滞在施設における感染症対策は、これまでに経験したことがない状況であるため、災害時に一時滞在施設として帰宅困難者の受入れを行う協定を締結している民間の事業者施設では、いまだ対策で悩んでいる事業者が多数いる。

3つの課題に対して、弊社は以下の対策案を提示する。

(1) 「一斉帰宅の抑制」の浸透策

備蓄品の費用負担への対策については、東京都を含めた補助制度等を設定することにより備蓄確保を促すことができると考える。また、備蓄品の保管場所については、ビル管理会社によるテナント事業者向けの保管場所を確保すること、ビル単位または地域単位で共同の保管場所を用意すること等、これらを東京都や貴区による工事・購入補助等の費用支援が有効であると考え。一斉帰宅の抑制の理解不足については、事業者に対する啓発活動を継続して行うことが重要であると考え。一斉帰宅の抑制を含めた帰宅困難者対策・事業所防災セミナーの開催が有効な手段であると考え。

(2) 「一時滞在施設」の確保策

貴区においては、再開発地域(新橋、浜松町、田町、高輪ゲートウェイ、品川、虎ノ門等)における協定締結を進めることにより一時滞在施設の確保を進めている。これに加えて、より一時滞在施設の確保を増やすためには、既存ビルへの協定締結を継続して働きかける必要があると考える。

現状、協定締結している民間事業者のモチベーションは、企業の社会的責任や社会的貢献によるものであると弊社は推察する。今後、さらに協定締結する民間事業者を拡充するためには、民間事業者にとって新たなインセンティブが必要であると考え。具体的には税制優遇が考えられる。すぐに実施できる対策ではないが、東京都との連携も視野に入れ実施すべき対策であると考え。

これらの対策を実施した上でも一時滞在施設が不足する地域では、隣接する地域間の連携も視野に入れることが重要であると考え。例えば、新橋と浜松町、新橋と虎ノ門といった滞留者が徒歩で移動できる地域で連携し、一時滞在施設の空き状況を共有することで滞留者の受入を促すことができる。さらには、隣接する他区との連携も将来的に実施すべきと考え。例えば、品川地域における品川区との連携、台場地域における江東区、品川区との連携、赤坂青山地域における渋谷区、新宿区、千代田区との連携が挙げられる。

(3) 「感染症対策」の実行策

災害時の一時滞在施設においては、感染者を発生させない予防対策と、感染者が発生した場合の発生対策がある。具体的な予防対策としては、①マスクの着用を徹底すること、②滞留者同士の間隔を1メートル以上空けること、③向かい合わない方向で滞在すること、④手指消毒を徹底することが挙げられる。一方、発生対策としては、健常者と体調不良者のゾーニングを行うことを挙げられる。

一時滞在施設事業者における予防対策としては、貴区の一時滞在施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを用いたアドバイスを行う事により、適正な感染症対策を実現できると考える。

一方、予防対策に加えて発生対策に関するガイドライン等を示し、より適切な対策を促す必要があると考える。受け入れた滞留者の中から感染症発生時の一時滞在施設内での対応に加え、貴区と一時滞在施設間のリスクコミュニケーションを具体的に示すことにより、クラスター発生の防止や滞在経路確認の効率化の点で重要であると考え。

一時滞在施設事業者においては、飛沫感染防止として滞留者同士の間隔や通路を確保することにより、受入可能人数がこれまでよりも少なくなることが考えられる。ガイドライン等を検討するにあたり、一時滞在施設事業者に対して現状対策に関するヒアリングを個別に行い、ガイドライン等への掲載事項を調整することも必要であると考え。

一般事業者向けには、「一斉帰宅の抑制」時の感染症対策としてチラシ等による啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策・事業所防災セミナーで徹底を図ることが有効であると考え。

整理番号

※この欄は記入しないでください。

企画提案書（2）

「帰宅困難者対策」と「地域防災」との関係性について整理してください。なお、港区の帰宅困難者対策の取組みを整理したうえでの記載としてください。

1. これまでの貴区の帰宅困難者対策の取組みの理解

貴区帰宅困難者対策は、貴区防災対策基本条例および東京都帰宅困難者対策条例の中で、事業者の責務として「一斉帰宅の抑制」および「駅周辺の滞留者対策」が定められており、これに基づいた対策を推進している。

貴区においては、「一斉帰宅の抑制」として、①従業員の3日間の自社内待機、②オフィス内の安全確保、③3日分の従業員備蓄、④安否確認方法の確立、⑤BCPの策定等の取組みについて貴区ホームページ等で事業者向けに周知している。

また、「駅周辺の滞留者対策」として、貴区内の主要駅において、駅周辺事業者や鉄道事業者等が主体となり帰宅困難者対策を推進する組織として駅周辺滞留者対策推進協議会（以下、「協議会」という）を設立し、その活動を支援しているほか、一時滞在施設の確保についても取り組んでおり、企画提案書(1)で述べたとおり、再開発地域における協定締結を進めるほか、既存ビル事業者に対しても個別に協定締結の働きかけを行っている。さらに、一時滞在施設の運営に関するマニュアルのひな形およびガイドラインを作成、公開しており、一時滞在施設の運営レベルの高度化および均一化を目指す取組みを行っている。

協議会は、災害時に駅において、地域の被害情報の提供や一時滞在施設への誘導等を実施し、駅周辺の混乱を防止することを目的としており、駅周辺の滞留者を一時滞在施設へ誘導するための活動手順として滞留者支援ルールを策定している。滞留者支援ルールとしては、スマートフォンアプリ（以下、「スマホアプリ」という）を活用できる場合のルールと、スマホアプリを使えない場合のルールとを使い分ける所謂ハイブリッド型の滞留者支援ルールとして現在整備を進めている。

スマホアプリの利用範囲は、協議会参加事業者内での情報連携用にまずは限定している。その理由としては、一時滞在施設の情報公開に関する問題があるためであり、この問題が解決されるまでは協議会内に閉じたスマホアプリとしている。

協議会による駅周辺の混乱防止については、平成23年3月11日の東日本大震災以前より帰宅困難者対策に取り組んでおり、最初は品川駅で協議会を設立した。滞留者支援ルールを策定したのは東日本大震災後となるが、駅近くに参集し滞留者支援本部を立ち上げた上で協議会活動を行うルールを採用した。その後他協議会を設立したが、品川駅同様の滞留者支援ルールを採用してきた。また、滞留者支援ルールを全く知らない人でも活動できるように整備を進めている。

災害発生時においては、協議会参加事業者は自社の災害対策や事業継続の対応で滞留者支援活動に参加できない可能性もある。代わりに参集する人は滞留者支援ルールを知らない可能性が高いことから、これらの人でも活動できるよう、作業内容を1件1葉とした様式を整備している。

2. 貴区の地域特性の理解

貴区では、令和3年3月時点で9つの協議会（品川駅、田町駅、新橋駅、浜松町駅、白金高輪駅、台

場駅、赤坂青山地域、六本木駅、虎ノ門地域)を設立しており、それぞれ地域特性に合わせた活動を行っている。基本的には、上記ハイブリッド型の滞留者支援ルールとした協議会活動を行っているが、地域特性として特徴がある協議会がある。

品川駅、田町駅、新橋駅、浜松町駅の各協議会については、貴区の中でも乗降客数が多い駅であることから、早い段階で協議会を設立している。そのため、品川駅同様の滞留者支援ルールをまず先に整備しており、現在ではスマホアプリを活用した情報連携ルールを組み入れる検討を行っている。

田町駅の協議会については、駅の両側出口を結ぶ通路が改札につながるデッキしかないため(他通路は非常に遠回りとなる)、災害時には滞留者で溢れて通行できないことが予想される。そのため、滞留者支援本部を設置する芝浦口側とは反対の三田口側の情報を取りづらくなることを想定し、スマホアプリを活用してその周辺の協議会参加事業者から情報を得るルールとしている。

台場駅の協議会では、協議会参加事業者が参集して活動する意識が高いことから、協議会内の情報連携としてのスマホアプリの導入を見合わせている。また、台場駅周辺は日ごろから外国人観光客が多いことから、外国語対応について早い段階から検討を行っている。加えて、周辺を海に囲まれていることから災害時には孤立することも想定し、地域防災として住民組織との連携や、隣接区である江東区・品川区との連携を行っている。

赤坂青山地域の協議会では、国道246号線に沿って表参道から赤坂見附までの広いエリアにおいて地下鉄の7駅を滞留者支援活動の対象としており、他協議会が中心となる駅周辺を対象としている点とは大きく異なっている。また、協議会参加事業者の所在がエリア全体に散らばっていることを活かし、滞留者支援本部へ参集する事業者と、各事業者の所在で滞留者支援活動を行う事業者で分散するルールを検討している。そのため、スマホアプリによる協議会内の情報連携を活用する内容としている。

六本木駅、虎ノ門地域の両協議会では、参加事業者のほとんどが一時滞在施設の協定を締結した事業者で構成されている。災害時には、駅周辺の滞留者への対策より一時滞在施設の準備を優先する必要がある。仮に駅周辺に参集する滞留者支援ルールとした場合には、ほとんどの事業者が参集できなくなる可能性が高いことから、参集型の滞留者支援ルールではなくスマホアプリを活用した情報連携型の滞留者支援ルールとしている。

このように、各協議会は地域特性に合わせた滞留者支援ルールを検討・策定としているが、特長的な部分については他協議会でも共有し、有効に使えるルールとして取り入れていくことで、貴区および協議会全体でより良い帰宅困難者対策となるよう改善を繰り返し行っている。

3. 「帰宅困難者対策」と「地域防災」との関係性についての整理

地域防災は、貴区民を災害から守るための取組みであり、帰宅困難者対策と深く関係するところでは、区民避難所の運営が挙げられる。区民避難所は被災した貴区民を受入れることを目的としており、貴区職員その他、地域防災協議会(町会や住民防災組織等)により運営することとしている。

災害発生時は、貴区職員は、住民の安全確保を最優先とすることから区民避難所の運営を優先的に対応することとなり、災害発生時の帰宅困難者対応を行うことが困難になる可能性がある。そのため、駅周辺滞留者対策推進協議会による共助として帰宅困難者対策に取り組んでいる。

また、東日本大震災の際には、大勢の滞留者が区民避難所へ移動したことにより区民避難所で混乱が生じたことから、一時滞在施設と区民避難所で受入れ対象を明確に分けて対策を進めている。

整理番号

※この欄は記入しないでください。

企画提案書(3)

貴社(者)が考える港区における課題を踏まえた帰宅困難者対策の理想形を論じてください。記載にあたっては、駅周辺滞留者対策推進協議会の運営の方向性やスマートフォンアプリなどの情報連携ツールの活用についても言及してください。

1. 貴区における課題を踏まえた帰宅困難者対策の理想形

災害時の帰宅困難者対策は2つの観点からの対策が、対策の両輪として機能していることが理想形の大前提と考える。一つは「一斉帰宅の抑制」である。自社の従業員や学生等に対してむやみに移動を開始しないという基本原則の周知・徹底を図り、滞留者や徒歩帰宅者を発生させないようにすること(自助の取組み)である。もう一つは「駅周辺での滞留者対策」である。滞留者への支援のため、災害時には、駅周辺において混乱防止のための活動等を行うとともに、一時滞在施設を開設し、滞留者をむやみに移動させないようにすること(共助の取組み)である。

さらに加えて、「駅周辺での滞留者対策」において、鉄道等交通機関の運行状況、周辺の被害状況、一時滞在施設の開設状況等の滞留者が必要とする情報を、滞留者自らの手で取得できるようにすることにより、混乱の防止に繋げることが一つの理想形であると考え。滞留者自らの手で必要とする情報を取得できるようにするためには、情報の収集方法、情報の提供方法、情報そのものを何にするか、情報をどう整理するか、その仕組みの広報等を検討・策定・実装する必要がある。

情報の提供方法については、現在、貴区が持っている「港区防災アプリ」やtwitter等の情報提供方法とはまずは別に貴区WEBやサイネージ等で情報提供できる形が望ましいと考える。将来的には、「港区防災アプリ」に災害時だけ機能するモードを実装するという形態も考えられる。

情報の収集方法については、駅周辺滞留者対策推進協議会(以下「協議会」という)で活用しているスマートフォンアプリ(以下「スマホアプリ」という)が有効と考える。一方、協議会内で一時滞在施設の開設状況の情報を収集する方法だけをとっても、現時点では協議会ごとにバラバラである。六本木駅、虎ノ門地域では一時滞在施設事業者が施設の開設状況をスマホアプリへ登録する方法としている。他7協議会では、貴区が一旦一時滞在施設の開設状況を取りまとめ、協議会は貴区から情報収集する方法としている。全協議会においてスマホアプリ活用した滞留者支援活動が一定以上実装できている状態にすることが重要となる。

2. 駅周辺滞留者対策推進協議会運営の方向性

(1) ハイブリッド型の滞留者支援ルールとしている協議会

品川駅、田町駅、新橋駅、浜松町駅、白金高輪駅の各協議会については、企画書(2)で述べたように滞留者支援ルールとして参集型の滞留者支援ルールおよびスマホアプリを活用した情報連携の方法について、訓練による検証を繰り返すことにより、滞留者支援ルールをより実践的なものとする見直しを行う。また、協議会参加事業者の担当が変更となることもあるため、訓練により活動できる人員を確保することも重要である。加えて、田町駅、浜松町駅、白金高輪駅の協議会については協議会参加事業者数が少ないため、参加事業者の拡充にも継続して取り組む。

(2) スマホアプリ活用を組み入れた滞留者支援ルールとしている協議会

赤坂青山地域の協議会については、協議会参加事業者が広いエリアに分散して滞留者支援活動す

る中で、滞留者に対してどのような情報を発信するか、どのような方法で情報提供すべきかを検討の上明確にする。また、一時滞在施設の拡充、協議会参加事業者の拡充にも継続して取り組む。

六本木駅、虎ノ門地域の両協議会については、滞留者へ誰がどのような方法で情報提供すべきかを検討の上、訓練を繰り返すことでより実践的な滞留者支援ルールを目指す。

(3) 参集型の滞留者支援ルールとしている協議会

台場駅の協議会については、実動訓練による検証を繰り返すことにより滞留者支援ルールをより実践的なものとする見直しを行う。併せて、外国語対応についての検討を継続する。また、隣接する江東区に多く所在する一時滞在施設の情報を協議会で共有する方法についても検討を進める。

3. スマートフォンアプリなどの情報連携ツールの活用

各協議会では、協議会参加事業者を中心とした関係者が、災害時に滞留者による混乱の防止に繋げる事を目的とし、滞留状況や一時滞在施設に関する情報の連携方法を定めてきた。

情報連携を行うにあたり情報連携体制を構築しており、①災害発生から3時間後の災害対策地区本部からの協議会活動開始の要請とその応答、一時滞在施設協定締結事業者への帰宅困難者受入開始の要請とその応答、②一時滞在施設協定締結事業者は一時滞在施設の受入状況の報告、③協議会事業者・一時滞在施設協定締結事業者ともに付近の滞留状況やリスク状況の報告、により各協議会の情報連携を図っている。情報連携方法のツールとしては、オフラインではホワイトボード、模造紙等。オンラインでは防災無線、電話、メール、スマホアプリ、PC向けコンソール（以下「コンソール」という）を備えている。

協議会に参加している全ての事業者への一斉同報、滞留状況や一時滞在施設に関する情報共有・情報更新がし易く、その結果として協議会活動の運営向上が図られる観点から各協議会におけるスマホアプリ・コンソールの活用が進められている。協議会参加事業者の一定数が一時滞在施設協定締結事業者で占められている協議会（六本木駅、虎ノ門地域）ではスマホアプリ導入率は100%となっている。また、災害時の滞留者支援活動として本部設置・情報収集・滞留者への情報提供を主要活動としている協議会ではこれまでスマホアプリ導入率が高くなかったが、スマホアプリを活用した実動訓練を企画・実践した協議会（田町駅、白金高輪駅）ではスマホアプリ導入率が70～80%となり、本実践が協議会参加事業者の納得を得られるものと考えられる。弊社は令和3年度本協議会運営支援業務においてスマホアプリの導入率が50%未満の協議会においてスマホアプリを活用した実動訓練を企画・実践し、情報連携ツールの活用をより一層進める所存である。

なお、災害時において、①キャリアの通信サービスが停止せずスマホアプリ・コンソールが活用できる状況、②キャリアの通信サービスが停止しスマホアプリ・コンソールが活用できない状況、の2パターンが考えられる。

通信サービスが停止しスマホアプリ・コンソールが活用できない状況では、これまで繰り返し実動訓練で培ってきた滞留者支援活動手順による滞留者への情報提供方法が滞りなく行えるという優れた強みがある。したがって、令和3年度も引き続き実動訓練を行うと伴に、実動訓練から得られた結果を滞留者支援活動手順へ継続更新してく所存である。

一方、災害時にスマホアプリ・コンソールが活用できる状況下では、滞留者支援活動における協議会事業者の余分な負担を減らし効率的な活動を支援するためには、より一層のデジタル活用が求められる。弊社は令和3年度業務履行期間中に、デジタル活用を加えた災害時の滞留者支援活動の理想形を描き、それを実現するための情報化構想書を作成する所存である。

整理番号

※この欄は記入しないでください。

企画提案書（4）

企画提案書(1)から(3)の記載を踏まえつつ、業務履行期間終了後の展開を見据え、貴社（者）が本業務における港区の課題に対し、業務履行期間中にどのように取り組むかについて、具体的に論じてください。

1. 業務履行期間終了後の展開～各協議会

これまで、貴区駅周辺滞留者対策推進協議会では、災害時に、予め決めた駅周辺の適切な場所に協議会参加事業者が参集し、滞留者対策支援本部を立ち上げ、その後滞留者支援活動を開始するという滞留者支援ルールを検討・策定・実装してきている。特に災害時に通信サービス等の停止により情報連携ツールのスマートフォンアプリ（以下「スマホアプリ」という）を活用できない場合であっても、滞留者支援活動が滞りなく行える滞留者支援ルールが一定以上実装できている状態である。これを完成まで持って行くことが第一の目標であると考えている。完成までの具体的な取組みとしては、協議会参加事業者が参集する形の手順に沿った実動訓練を繰り返し行うことにより、分かりやすく且つより一層実践的な滞留者支援ルールとする。ここで言う分かりやすくとは、災害時に参集するのが協議会参加事業者の委員の代理や新任の委員であっても、滞留者支援ルールにより滞留者支援活動がスムーズに即実践できる姿を指している。そのためには実動訓練を繰り返し、改善を行う。

第二の目標は、全協議会がスマホアプリを活用した滞留者支援ルール、活動手順を検討・策定し完成まで持って行くことである。具体的な取組みは、単独の情報連携訓練を繰り返すことによりスマホアプリを使いこなせるようにすること、スマホアプリ活用を組み込んだ実動訓練を行い、スマホアプリ活用を取り入れた地域特性に沿った活動手順を実装することである。

第三の目標は、災害時に滞留者が欲しい情報にアクセスできる仕組みを実装することである。全協議会がスマホアプリを活用した後の段階であり、情報の取扱いや滞留者が使用する情報連携ツールを何にするか等の検討・策定を踏まえた上での構築・実装となるが、視野に入れるべき目標と考える。

2. 業務履行期間終了後の展開～貴区による協議会運営

業務履行期間終了後の展開として、貴区自らが令和4年度当初から各協議会運営をスムーズに行うことのできる状態となる支援を弊社にて行い、本業務履行期間を終了する所存である。

こうした状態に向けた支援として、具体的にはまず本業務履行開始後に、弊社のみがこれまで保持している各協議会運営をスムーズに行うためのノウハウ、手順を示したマニュアル（業務手順書）を作成の上、貴区防災課へ提示し、記載内容の協議と調整を行う。

さらに、業務履行期間中の業務経過や、そこで得た各協議会の計画の立案等を適切にまとめ、令和4年1月に本マニュアルを更新の上、貴区防災課へ提示し、記載内容の協議と最終調整を行う。

本業務履行開始後に作成する本マニュアルでは、①協議会等運営支援業務の概要、②協議会一覧と全体スケジュール、③年度詳細スケジュール、④協議会運営の流れ、⑤定型業務フロー（開催日程調整、開催通知発送、参加者受付管理、会議資料作成・準備、印刷・運営準備、協議会当日対応、出席者実績の反映、欠席者への資料送付等）、⑥座長・副座長対応業務フロー、⑦委員・連絡ご担

当一覧と連絡先等を記載する。

令和4年1月に更新する本マニュアルでは、上記に加えて、各協議会の特性や実状を反映させることにより、協議会等運営業務を貴区自らが行う際に実践的且つ即応性を持った内容とする所存である。なお、本マニュアルのデータに加え、貴区防災課との本マニュアルの協議・調整に係る議事録を併せて貴区に納入する。

加えて、各協議会の活動状況について、①令和3年度の体制、②今までの活動概要、③令和3年度の活動概要、④現在の状況、⑤今後の課題等をまとめることにより、貴区自らが令和4年度当初から各協議会運営をスムーズに行うことのできる状態となると考えている。

3. 本業務における貴区の課題に対する業務履行期間中の取組み

課題に対する取組みの一点目は、貴区と各協議会活動の全体感を共有する取組みとして、本業務履行開始直後に貴区防災課並びに各総合支所協働推進課とのイベントを設ける。

具体的には、過年度まで実施してきた「連絡調整会議」を実施する。議題は、①新任担当職員向け研修（テーマ：大規模災害に備える～帰宅困難者対策）、②令和3年度活動方針（今年度の体制、過去の経緯、昨年度の活動内容、昨年度時点での課題、今年度の活動内容案）、③全体スケジュール案、④スマホアプリの次期バージョン説明等を予定している。これにより、令和3年度の各協議会活動の全体感を貴区と共有でき、進行管理が滞りなくできると考えている。

課題に対する取組みの二点目は、各協議会の横の繋がりを持たせる取組みとして、令和2年度まで実施している「座長・副座長連絡会」の開催を提案する。

各協議会は協議会毎に活動している。そのため、他の協議会の取組みや課題については、協議会活動報告書以外に知ることがあまりない。これに対して、座長・副座長連絡会では各協議会の座長・副座長がそれぞれの視点から取組みや課題認識を話されるため、その貴重な意見内容は各協議会の今後の指針や目標へ取り込まれることにもなる。加えて、翌年度に副座長から座長へ着く役員にとっては、自身が座長になった際の舵取りの参考にもなる。

このように有益性の高いイベントであることから、座長・副座長連絡会の開催を提案する。開催に当たっては貴区と調整の上、弊社にて行い、開催の業務手順をマニュアル（業務手順書）へ反映させる。

課題に対する取組みの三点目は、貴区の帰宅困難者対策を区内事業者に浸透させ、課題である一時滞在施設を増やす取組みの一貫として、令和2年度も実施している帰宅困難者対策・事業所防災セミナーの開催を提案する。プログラム構成としては、基調講演として有識者1～2名、区内事業者の事例紹介として座長・副座長の中から1名を選出する。

また、開催方式としては、アフターコロナに鑑みWEBセミナーを想定している。弊社はコロナ禍を通して、WEBセミナーやWEB会議、ハイブリッド型会議を多数実践しており、十分なノウハウを保有している。開催に当たっては貴区と調整の上、弊社にて主体的に行い、開催の業務手順をマニュアル（業務手順書）へ反映させる。

課題に対する取組みの四点目は、災害時の滞留者支援活動のデジタル活用の取組みとして、災害時にスマホアプリ・PC向けコンソールが活用できる状況下を想定の上、滞留者支援活動における協議会事業者の負担を減らし、効率的な活動となり得るデジタル活用を加えた理想形を描き、それを実現するための情報化構想書を作成する所存である。